



平成 14 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 アールピバン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野澤 克巳  
(登録銘柄 コード番号 7523)  
問合せ先 総務グループマネージャー 栗田 実  
(TEL . 03 - 3407 - 3371)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 14 年 6 月 22 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由  
当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役および使用人に対して以下の 2. に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。
  - (2) 発行する新株予約権の総数  
10,000 個を上限とする。  
なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。  
ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社  
普  
合  
合  
通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併  
の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場  
合  
は、これを切り捨てる。  
また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与  
株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併  
または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価格

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）

に付

与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日

本

証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格を下回る場合は当該最終価格を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発

行

または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「即発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する

自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価

額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整に

よ

り生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行

使

価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成 16 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権割当の要領

各対象者別の新株予約権の割当数については、各対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、当社取締役会にて決定するものとする。

また、各対象者に対する新株予約権の割当てに際して、当社取締役会が新株予約権発行の

目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役または使用人のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数および行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

以 上

新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成14年6月22日開催

予定の当社第18期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会后に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。